

# ブロードバンドサービスに係る 基礎的電気通信役務制度等の在り方 取りまとめ（案）概要

令和4年12月8日  
情報通信審議会  
電気通信事業政策部会  
ユニバーサルサービス政策委員会  
ブロードバンド基盤ワーキンググループ

- 「電気通信事業法の一部を改正する法律」(令和4年法律第70号。改正事業法)の施行に向けて、ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度の政省令で定める具体的な内容等について検討するため、令和4年6月21日に情報通信審議会に「ブロードバンドサービスに係る基礎的電気通信役務制度等の在り方」を諮問。同審議会電気通信事業政策部会ユニバーサルサービス政策委員会の下に「ブロードバンド基盤WG」を新たに設置して検討を開始。
- 令和4年7月1日から検討を開始し、同年12月8日に取りまとめ(案)について検討。

## 検討項目

1. 第二号基礎的電気通信役務の範囲
2. 事業者規律の在り方
3. 交付金支援の対象となる区域の指定の在り方
4. 交付金・負担金算定の在り方

## 開催状況

- 第1回：令和4年 7月 1日 事務局説明(ワーキンググループの立ち上げについて)
- 第2回：令和4年 8月 29日 事業者等ヒアリング(1回目)
- 第3回：令和4年 9月 5日 事業者等ヒアリング(2回目)
- 第4回：令和4年 10月 24日 論点整理の検討
- 第5回：令和4年 12月 8日 ワーキンググループ取りまとめ(案)の検討

## 構成員等

- (主査) 大橋 弘 東京大学 副学長、公共政策大学院・大学院経済学研究科 教授
- (主査代理) 相田 仁 東京大学大学院 工学系研究科 教授
- (構成員) 大谷 和子 株式会社日本総合研究所 執行役員 法務部長
- 岡田 羊祐 一橋大学大学院 経済学研究科 教授
- 春日 教測 甲南大学 経済学部 教授
- 関口 博正 神奈川大学 経営学部 教授
- 長田 三紀 情報通信消費者ネットワーク
- 林 秀弥 名古屋大学大学院 法学研究科 教授
- 藤井 威生 電気通信大学 先端ワイヤレス・コミュニケーション研究センター 教授
- 三友 仁志 早稲田大学大学院 アジア太平洋研究科 教授

※ オブザーバ: 全国知事会、全国市長会、全国町村会、  
(一社)テレコムサービス協会、  
(一社)電気通信事業者協会、  
(一社)日本インターネットプロバイダー協会、  
(一社)日本ケーブルテレビ連盟、  
日本電信電話(株)、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、  
(株)オプテージ

# 1. 電気通信事業法の一部を改正する法律(令和4年法律第70号)の概要 (ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度の概要)

- 令和4年6月に成立した改正事業法により、ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度を創設。この制度では、
  - ① 総務省令で定めるブロードバンドサービスを第二号基礎的電気通信役務<sup>※1</sup> (二号基礎的役務) に位置付け、その適切、公平かつ安定的な提供を確保するため、二号基礎的役務を提供する事業者に対して業務規律を課すとともに、
  - ② あまねく全国での提供を確保するため、支援区域で二号基礎的役務を提供する事業者に対する交付金制度を創設。

※1 ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス。電話に関するユニバーサルサービスが、第一号基礎的電気通信役務

## (1) 第二号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者に課す業務規律

- 二号基礎的役務を提供する事業者に対し、契約約款の届出義務<sup>※2</sup>、役務提供義務、技術基準適合維持義務等を課す。

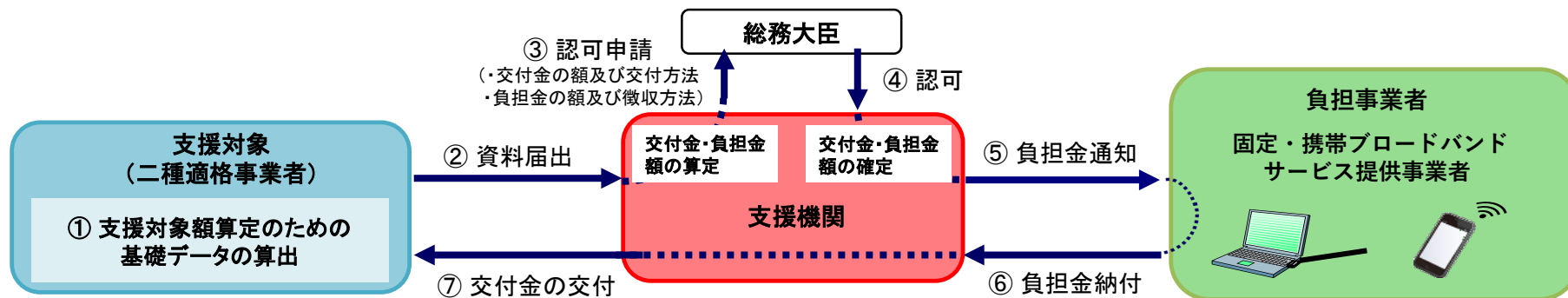
※2 特段の合意 (いわゆる相対契約) がある場合は、届出契約約款によらない役務提供も可能

## (2) 支援区域で第二号基礎的電気通信役務を提供する第二種適格電気通信事業者に対する交付金制度

- 支援区域 (総務大臣が指定。詳細は5頁) で二号基礎的役務を提供する第二種適格電気通信事業者 (二種適格事業者。申請に基づき総務大臣が指定<sup>※3</sup>) に対し、第二種交付金 (全国のブロードバンドサービス提供事業者から徴収する第二種負担金を原資) を交付<sup>※4</sup>し、支援区域における二号基礎的役務の提供に係る維持費用の一部を支援。

※3 指定の要件： 二号基礎的役務の業務区域の範囲が一以上の支援区域の全部を含むこと、二号基礎的役務に関する収支の状況等を公表していること

※4 交付の要件： 支援区域において、総務省令で定める規模の電気通信回線設備を設置して、総務省令で定める期間継続して二号基礎的役務を提供すること



## 2. 第二号基礎的電気通信役務の範囲

### (1) 第二号基礎的電気通信役務の範囲

- 二号基礎的役務は、**FTTH、CATV (HFC方式※5) 及びこれらに相当するワイヤレス固定ブロードバンド (専用型※6)** とすることが適当。

※5 Hybrid Fiber Coaxial. 幹線が光ファイバ、引き込み線が同軸ケーブルにより提供される方式

※6 固定通信サービス向けに専用の無線回線 (例: 地域BWAやローカル5G) を用いて提供するもの

- **ワイヤレス固定ブロードバンド (共用型※7)** については、一つの基地局で携帯電話の不特定の利用者もカバーすることになり、多数の端末が接続される場合、通信の品質が安定しない等の課題があることから、その位置付けについて**引き続き検討を深めることが適当。**

※7 固定通信サービスと移動通信サービス共用の無線回線 (携帯電話網) を用いて提供するもの

- 上記の検討に当たっては、NTT東日本・西日本が、他者 (携帯電話事業者) の無線設備を用いて**ワイヤレス固定ブロードバンド**を提供するためには、**NTT法の自己設置設備要件※8**との関係が課題となる点を含め、**検討を深めることが必要。**

※8 NTT東日本・西日本による電気通信役務の提供は、原則として自ら設置する電気通信設備で行うことが必要 (NTT法第2条第5項)

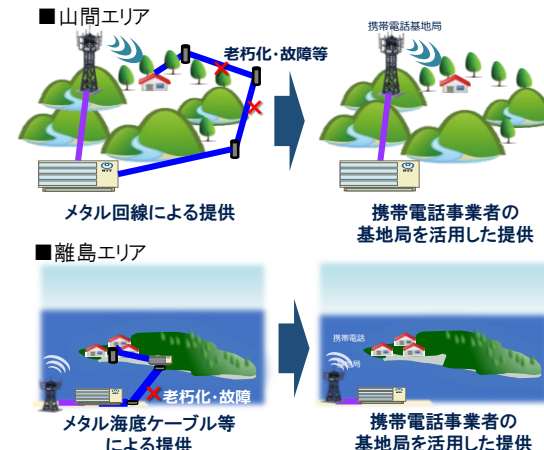
### (2) 卸電気通信役務が提供されている場合の扱い

- 卸電気通信役務 (卸役務) を利用して**卸先事業者が提供する役務**は、契約約款の届出等により役務の「適切性」、「公平性」を確保し、利用者保護を図る観点から、**二号基礎的役務に含めることが適当。**
- **卸元事業者により提供される卸役務**は、卸先事業者の提供する二号基礎的役務の「適切性」、「公平性」、「安定性」を確保するためには、卸役務の「適切性」、「公平性」、「安定性」が確保される必要があることから、**二号基礎的役務に含めることが適当。**

(ワイヤレス固定ブロードバンド(専用型)のイメージ)



(ワイヤレス固定ブロードバンド(共用型)のイメージ)  
(ワイヤレス固定電話の例)



### 3. 事業者規律の在り方

#### (1) 契約約款の届出義務の適用範囲

- 契約約款の届出義務※<sup>9</sup>の対象は、交付金の交付を受ける**二種適格事業者**又は（二号基礎的役務に係る）**契約数が30万※<sup>10</sup>を超える事業者**とする※<sup>11</sup>ことが適当。

※<sup>9</sup> 基礎的電気通信役務の「適切性」、「公平性」を確保

※<sup>10</sup> 二号基礎的役務の総契約数のうち、約80%をカバー

※<sup>11</sup> 届出対象外の事業者についても、報告徴収（事業法第166条第1項）を行い、業務改善命令（事業法第29条第1項第4号～第7号）により必要な是正を行うことが可能

#### (2) 技術基準

- NTT東日本・西日本のサービス卸のように**単純再販型の卸役務**を利用して卸先事業者が提供する**二号基礎的役務**については、卸役務を提供する卸元事業者に当該役務に必要な**技術基準適合維持義務等※<sup>12</sup>**が適用されることにより、その安定的な提供が確保されることから、**技術基準適合維持義務等は適用しない**ことが適当。

※<sup>12</sup> 基礎的電気通信役務の「安定性」を確保

- **加入光ファイバの接続事業者が提供する二号基礎的役務**については、他者設備である加入光ファイバを含む**二号基礎的役務の提供に必要な全ての設備に技術基準適合維持義務等が適用**されることで、その安定的な提供が確保されることから、**他者設備も含む形で技術基準適合維持義務等を適用**することが適当。

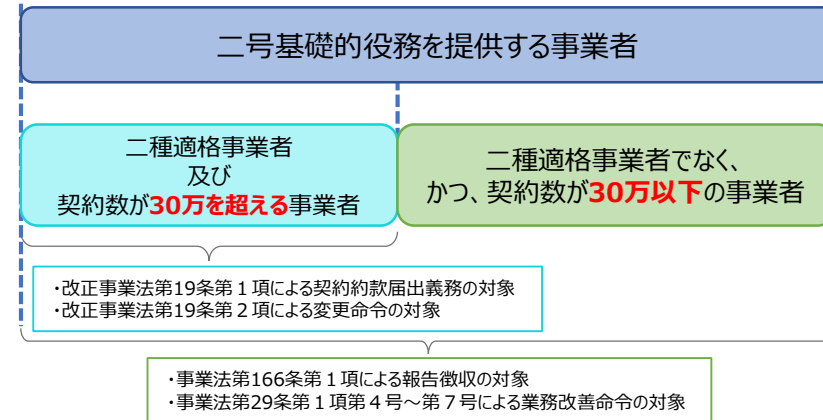
- 速度基準について、テレワーク等の安定的な利用を可能とする観点から、**名目速度下り30Mbps以上**とすることが適当。

- また、技術的に、上りの通信速度の確保が難しい**CATV（HFC方式）**については、上り速度を担保するため、**ITU規格（DOCSIS 3.0以降）**に準拠することが適当。

#### (3) 不採算地域におけるブロードバンド基盤の整備及びブロードバンドサービスの提供確保に関する計画の公表

- 特別支援区域における未整備地域の解消や民設民営への移行促進等の状況を把握するため、**特別支援区域に係る二種適格事業者の指定要件**として、指定を申請する者が、**特別支援区域における電気通信回線設備（回線設備）の整備及び二号基礎的役務の提供確保に関する計画を策定・公表**していることとすることが適当。

#### (契約約款の届出義務の適用範囲)



## 4. 一般支援区域・特別支援区域の指定の在り方

### (1) 支援区域の指定単位

- 支援区域（一般支援区域及び特別支援区域の2つに区分（改正事業法第110条の2第1項及び第2項））の地理的単位は、きめ細やかな支援を可能とするため、「町字単位」で指定することが適当。

（支援区域に係る法定事項）

	要件（各区域ともに、①・②のいずれも満たす地域）	交付金による支援対象者
一般支援区域	①二号基礎的役務の提供に係る収支が赤字と見込まれる地域 ②二号基礎的役務を提供している回線設置事業者（回線設備を設置する電気通信事業者）が1者以下（1者以下の提供）の地域	二号基礎的役務全体の収支が <b>赤字の事業者のみを支援</b>
特別支援区域	①「二号基礎的役務の提供に係る収支が大幅な赤字と見込まれる地域」、又は、「地理的条件等により二号基礎的役務の提供確保が著しく困難と見込まれる地域」 ②「1者以下の提供」の地域	二号基礎的役務全体の収支が <b>黒字の事業者も支援</b>

### (2) 一般支援区域の指定要件

- 二号基礎的役務の提供に係る収支が赤字と見込まれる地域（モデル上の赤字地域）は、町字の面積や世帯数を用いて一回線当たりの費用を推計した上で、当該費用から一回線当たりの平均的な収入見込額を減じた額が零を上回る地域（町字）とすることが適当。

### (3) 特別支援区域の指定要件

- 二号基礎的役務の提供に係る収支が大幅な赤字と見込まれる地域（モデル上の大幅な赤字地域）の水準となる額は、第二種負担金の額に与える影響の大きさに鑑み、今後のモデル構築の状況を踏まえて検討することが適当。
- 未整備地域の解消・民設移行促進等の観点から、モデル上の赤字地域に該当する「未整備地域」や「公設地域」は、（モデル上の大幅な赤字地域に該当しなくても）「地理的条件等により役務の提供の確保が著しく困難であると見込まれる地域」（改正事業法第110条の2第2項第1号ロ）として特別支援区域に位置付ける※13ことが適当。

※13 特別支援区域に係る「未整備地域」等の扱いは、モデル構築の状況を踏まえ、検討を深める

## 4. 一般支援区域・特別支援区域の指定の在り方

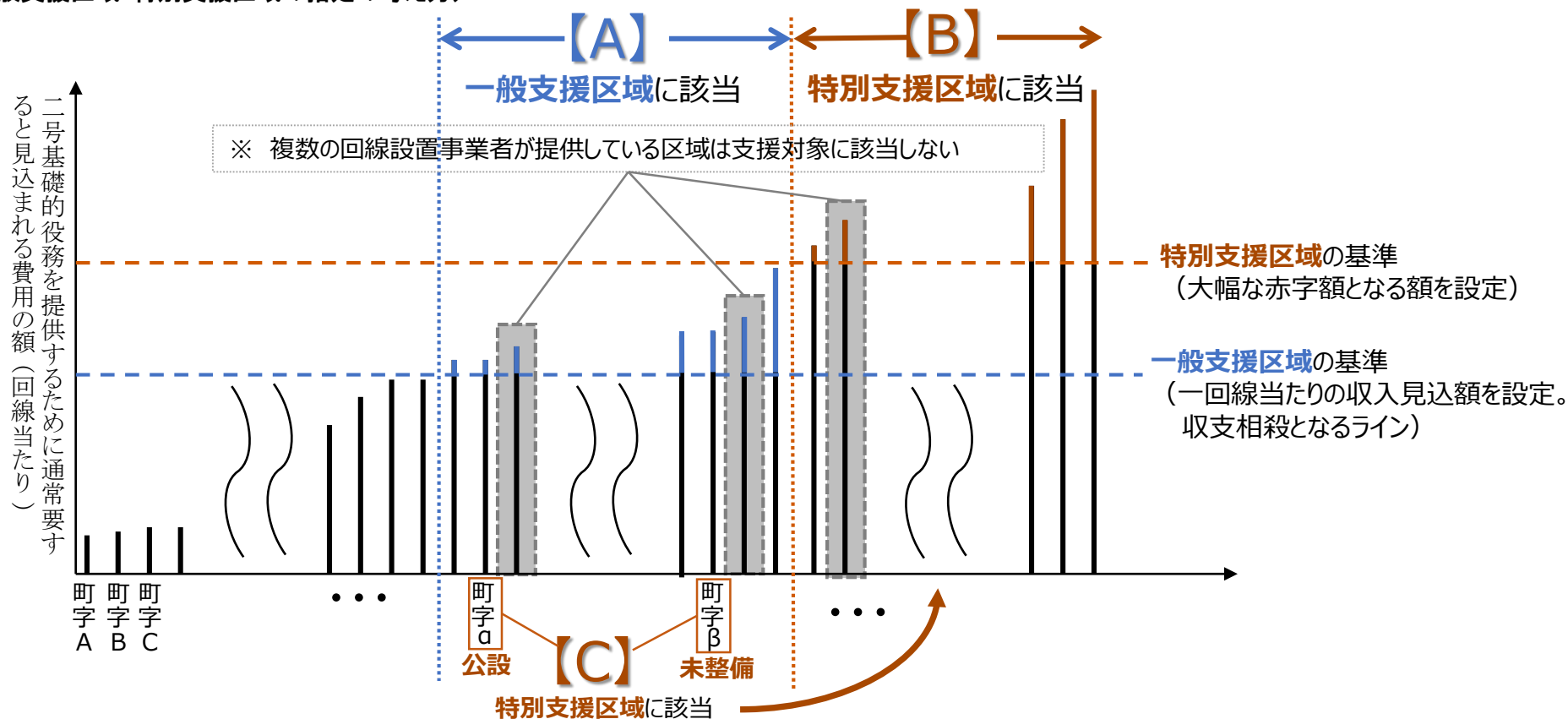
### (4) 一般支援区域・特別支援区域に共通する指定要件

- 「**1者以下の提供地域**」の特定に際しては、競争中立性等の観点から①**役務の継続提供期間が1年超**、かつ、②**区域内の回線設置規模の割合**（町字内の全ての世帯数に対する役務提供可能世帯数の割合）が**50%超**の事業者の数をカウントすることが適当※14。

※14 二号基礎的役務を提供する回線設置事業者に対し、町字単位でその提供区域の報告を求めることが適当

なお、報告に当たっては、事業者が判断に迷う事例が生じる場合には、ガイドライン等で考え方を示すことにより、運用の透明性を確保することが考えられる

(一般支援区域・特別支援区域の指定の考え方)



(※) 【C】以外にも、例えば地理的条件等により二号基礎的役務の提供を確保することが著しく困難であると見込まれる特別の事情がある区域が存在した場合には、特別支援区域の補正を行うことも検討

## (1) 電気通信回線設備の規模

- 支援区域における回線設備の規模要件は、以下のとおりとすることが適当。
  - ・ 一般支援区域：区域内に設置する回線設備の規模の割合を**当面50%超**※15とし、必要に応じて**今後の実態を踏まえた見直しを検討**することが適当。
  - ・ 特別支援区域：未整備地域の解消等が特に求められる地域であることに鑑み、**当初は**、区域内に設置する回線設備の規模の割合は**10%超**※16とし、今後の整備の状況を踏まえ、**段階的な引き上げを継続的に検討**することが適当。

※15 区域の半分以上をカバーする回線設備の維持には相当の費用を要し支援の必要性が高いと考えられること、また、NTT東日本・西日本及びCATV連盟のサンプル調査（一部整備済の町字のうち、整備している回線設備の規模が50%以上である町字が各調査で90%以上を占めている）を踏まえ、50%超とすれば、一部整備済の町字の大宗は支援対象となることを踏まえて設定

※16 未整備地域が多数存在する特別支援区域で、一般支援区域と同様に50%超とすると、50%超エリアカバーしないと支援を受けられず、ブロードバンド基盤の整備が進まないことが懸念。当初は区域の10%超をカバーすれば支援を受けられることとし、未整備地域の解消等を促進する

- 一部の地域で**公設民営方式により二号基礎的役務を提供する場合**、二号基礎的役務の提供を確保するため、**自治体から貸与された回線設備についても、支援対象者の要件である回線設備の規模の割合にカウント**することが適当。
- ただし、民設民営への移行を促す観点から、**公設民営で提供される回線設備は、第二種交付金による支援の対象外**とすることが適当。

## (2) 役務の継続提供期間

- 短期間で撤退するような事業者には支援をする必要性は乏しいこと、年度ごとに第二種交付金の額が認可されるものであることを踏まえ、役務の**継続提供期間**の要件は、二種適格事業者の指定の日から「**1年**」を超えることとすることが適当。

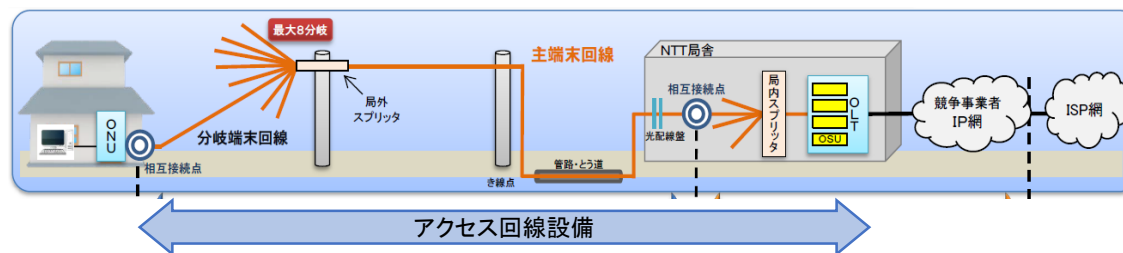


## 6. 第二種交付金の在り方

### (1) 費用算定の対象設備等

- 設備管理部門の対象設備は、維持費用の大きさに鑑み、**アクセス回線設備**及び離島における**海底ケーブル**を基本とすることが適当。
- 設備利用部門の原価については、二号基礎的役務の提供に最小限必要なものに限定すべきであり、**販売促進費等の競争対応費用を除く**ことが適当。

(アクセス回線設備のイメージ)



### (2) 費用の算定方法

- 第二種交付金の費用算定に当たっては、二種適格事業者固有の非効率性を排除するため、原則として一定の標準的なモデルを用いる<sup>※17</sup>ことが適当。

※17 適正な標準モデルの値では実際費用から大きく乖離してしまう場合には、例外的かつ補完的に実際費用方式を用いることも考えられる

- ①他の役務と共用している設備（例：通信事業と放送事業とで共用している設備等）や②他事業者と共用している設備（例：他事業者へ帯域貸しをしている離島の海底ケーブル等）については、**適切なコストドライバ**に基づき、**費用配賦**することが必要。
- また、費用算定に当たっては、以下の①・②によって**二重の支援とならないように留意**することが必要。
  - ①ユニバーサルサービス制度による交付金と、**設備構築・更新等への補助金**
  - ②ユニバーサルサービス制度による交付金と、**接続料又は卸料金**
- 上記の費用算定については、第二種負担金の額に与える影響の大きさに鑑み、**モデル構築の状況を踏まえて検討を深める**ことが適当。

## 6. 第二種交付金の在り方

### (3) 支援区域ごとの支援対象設備の範囲

- 一般支援区域について、前年度における二号基礎的役務の提供に係る赤字額を交付金額の上限としていることから、支援対象となる回線設備の範囲に関係なく、二種適格事業者の二号基礎的役務全体の収支が赤字の場合に限定して支援する。
- その一方で、特別支援区域には、既整備区域の維持に加えて、未整備地域の解消・民設移行を促進するため、二号基礎的役務全体の収支が黒字の二種適格事業者については、特別支援区域の指定後に新規整備・民設民営へ移行した回線設備に係る維持費用に限定して支援することが適当。

区域の分類	二号基礎的役務全体の収支	支援区域指定時点で 既整備の回線設備	支援区域指定後に新規整備された回線設備 や 民設民営へ移行した回線設備
一般支援区域	赤字	支援対象	支援対象※18
	黒字	支援対象外	
特別支援区域	赤字	支援対象	支援対象
	黒字	支援対象外	

※18 モデル上の赤字地域に該当する「未整備地域」や「公設地域」は、特別支援区域に位置付けることが適当（4.（3）参照）

## 6. 第二種交付金の在り方

### (4) 交付金算定の考え方

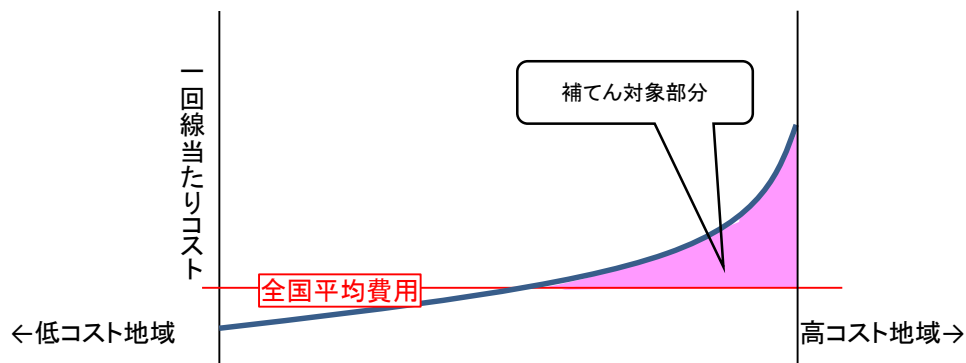
- 交付金の算定方法については、地域ごとの料金格差が一定の幅以下の状態を確保するため、原則として一定のベンチマークを超える費用を支援する**ベンチマーク方式**※19を採用することを念頭に**具体的な算定方法を検討**することが適当。

※19 費用の一定部分を支援対象とする方式

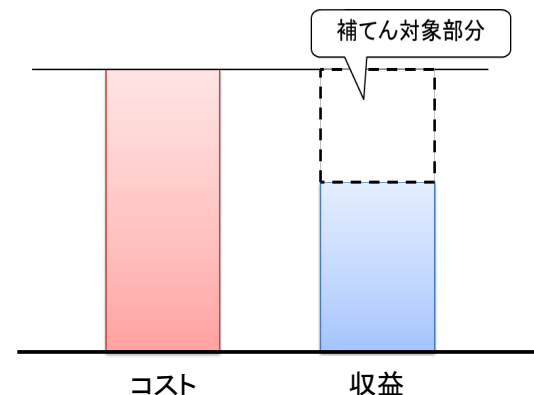
- 他方で、特別支援区域について、未整備地域の解消・民設移行の促進等の観点から、**特別支援区域の指定後に新規整備・民設民営へ移行された回線設備**については、例外的にモデルにより算定した**収入費用方式（収支相殺方式）**※20を採用することを念頭に、**具体的な算定方法を検討**することが適当。

※20 費用と収益の差額を支援対象とする方式

(ベンチマーク方式のイメージ)



(収入費用方式のイメージ)



## 7. 第二種負担金の在り方

### (1) 負担事業者の範囲

- 第二種負担金を負担するブロードバンド事業者の範囲は、円滑な制度運用や支援機関の負担軽減の観点から、前年度の電気通信事業収益が10億円※21を超える事業者とすることが適当。

※21 電話に関するユニバーサルサービス制度と同じ

### (2) 第二種負担金の額の割合の上限

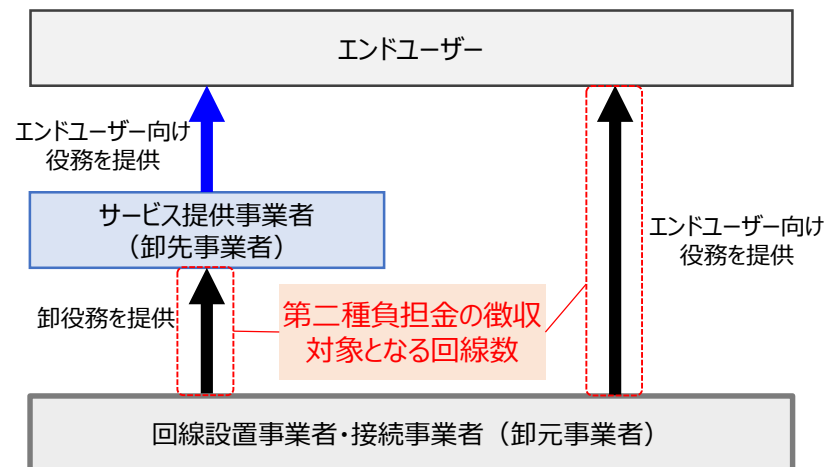
- 第二種負担金の額の割合の上限は、円滑な制度運用や支援機関の負担軽減の観点から、負担事業者の前年度の電気通信事業収益の額の3%※22とすることが適当。

※22 電話に関するユニバーサルサービス制度と同じ

### (3) 卸先事業者がブロードバンドサービスを提供する場合の第二種負担金の徴収

- 支援機関の事務負担の軽減や制度の簡素化の観点から、支援機関は、卸元事業者から第二種負担金を徴収する※23ことが適当。

※23 電話に関するユニバーサルサービス制度と同じ



## 7. 第二種負担金の在り方

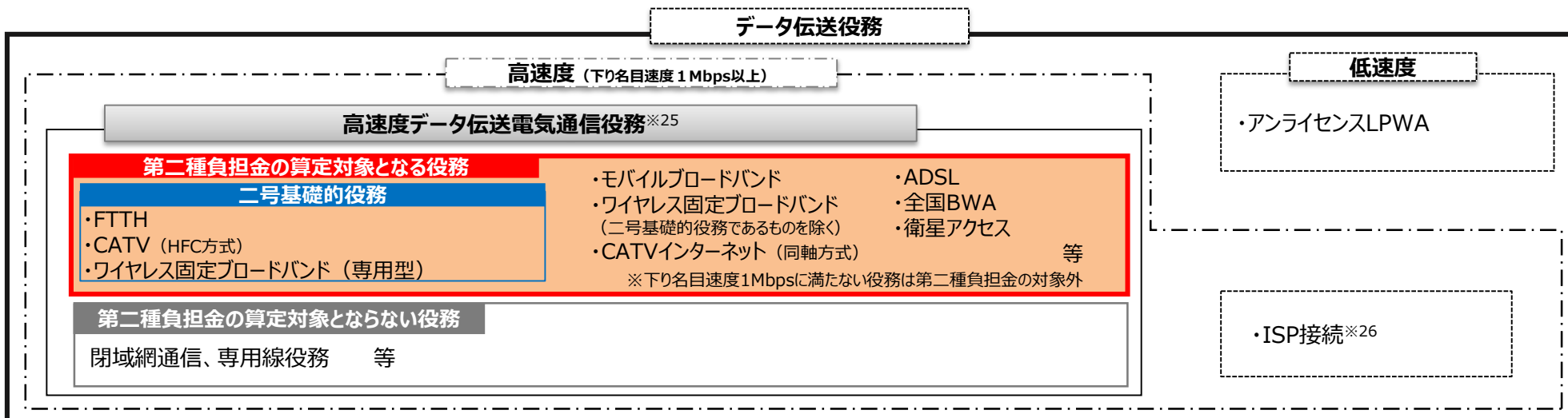
### (4) 第二種負担金の算定単位

- **第二種負担金の額は、回線単価<sup>※24</sup>に、負担事業者ごとの「回線数」を乗じた額を徴収することが適当。**

※24 「全ての二種適格事業者への交付金額の合計」を「全ての負担事業者の回線数の合計」で除した額

### (5) 専用役務、閉域網通信、IoTサービスの扱い

- **専用役務や閉域網通信**は、独立したネットワークにおいて特定の通信先との間でのみ通信を行い、その用途が限定的であり、こうした役務を提供する事業者は、二号基礎的役務の提供の確保による受益が想定されないため、**第二種負担金の算定の対象としないこと**が適当。
- **IoT端末との通信に用いるサービス**は、多くが閉域網通信に限定されていることが想定され、また、インターネットに接続するサービスであっても、データ量が小さいことも想定されることに鑑み、**当面の対応として第二種負担金の算定の対象としないこと**が適当。



※25 ブロードバンドサービスを改正事業法第7条第2号において「高速度データ伝送電気通信役務」と規定

※26 専らインターネットへの接続を可能とする電気通信役務を提供するために設置される電気通信設備

## 8. 利用者等への周知の在り方

### (1) 利用者等への周知の在り方

- 利用者等への周知については、制度の運用開始前に、制度の内容や第二種交付金・第二種負担金の額等について、総務省や支援機関等のホームページ、パンフレット等において分かりやすく情報提供を行うことが適当。
- 負担事業者等が利用者に対して行う情報開示の具体的な内容・方法については、電話に関する「ユニバーサルサービス制度における利用者への情報開示に関するガイドライン」等を参考にする考えられる。
- ブロードバンドサービス提供事業者に対しては、負担事業者の要件・範囲等について、総務省と支援機関がしっかりと連携して説明会等を通じて適切に周知していくことが適当。